

再生資源集団回収運動奨励金交付金について

交付を受けようとする団体は回収業者と契約後、実施計画書を提出し、登録を受けてください。

4月(または新規登録時)

実施計画書・登録

提出書類

・再生資源集団回収実施計画書

↓
部分払いもしくは一括払い

平成30年度より、年度途中一回の一部払いではなく、3回以上活動後に再生資源集団回収運動奨励金実績報告書及び回収業者計量伝票をご提出いただきましたら、その都度、奨励金を交付しております。

例) 4月～8月分の実績分を請求される場合

提出書類

- ・再生資源集団回収運動奨励金実績報告書
- ・4月から8月の最終事業完了後の回収業者計量伝票
- ・債権者登録(新規・変更)申請書(口座登録に使用します)

※再生資源集団回収運動実施計画書の内容に変更があった場合は、速やかに再生資源集団回収運動団体登録変更等申請書を提出ください。

再生資源集団回収運動奨励金交付事業の留意事項等について

1 集団回収団体として登録できるのは次の(1)(2)の条件をみたす団体です。

(1)対象団体

- ①市内の自治区・自治会、PTA、婦人会、老人クラブ、子ども会等の各種地域団体
- ②小規模作業所等の福祉団体

(2)実施回数及び対象区域

- ①回収を年3回以上定期的に実施すること。
- ②回収区域が市内を対象として実施すること。

※天候等による中止の場合に備えて、予備日を設定してください。

2 奨励金の対象品目

- ①紙類(新聞、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パック等)、②布類、③びん類
- ④空き缶等の金属類、⑤ペットボトル類

[びんの計量方法について]

びんについては、本数でなく重量で報告してください。引取証等が重量で記載されていない場合は、再生資源集団回収運動奨励金(びん)業者記入用を使用して引取証等(原本)と合わせて提出してください。再生資源集団回収運動(回収量)報告書には、「びんの重さ換算表」に基づき換算して提出してください。

ビールびん(大) 633ml 0.61kg 換算(1本あたり)

ビールびん(中) 500ml 0.47kg 換算(1本あたり)

ビールびん(小) 330ml 0.33kg 換算(1本あたり)

一升びん 1800ml 0.95kg 換算(1本あたり)

※端数がでた場合は切り捨てとなります。

3 奨励金の額

再生資源の品目毎の回収量に別表に定める基準額を乗じて得た額を交付する。

別表

品目	基準額
紙類	1キログラム当たり3円
びん類	
布類	
空き缶等の金属類	
ペットボトル類	

再生資源集団回収運動奨励金実績報告書に添付する「計量伝票」について

再生集団回収運動奨励金の交付額は計量の際に発行される「計量伝票」の数値に基づいて計算しますので、重量を証明する書類として、「仕切書」や「計量証明書」の原本の提出をお願いしております。

伝票量が多くなる団体様に関しましては、月締めを集計が記載されている「支払明細書等」のご提出をお願いいたします。

「仕入計算書」「月締め支払明細書」等の月締めで品目ごとに集計されているもの。

・月締めの伝票が発行されていない団体様に関しましては、従来の「仕切書」や「計量証明書」のご提出をお願いいたします。

※「仕入計算書」または「月締め支払明細書」は、回収業者により名称が違います。

奨励金実績報告書に添付する計量伝票は以下のとおりとなりますのでご確認いただきますよう、お願いします。

◆「仕入計算書」「月締め支払明細書」の原本を添付してください。(コピー不可)

◆「計量伝票」は機械で直接に印字されるものが原則。

機械印字でない、ワードやエクセルで作成された「計量伝票」の場合は、業者の社印、代表者印が押印してあるものとします。数字を訂正したものについても社印または代表者印による訂正印が必要になります。

◆団体名、回収業者名の記載があること。

◆紛失の場合は、業者に再発行を依頼してください。